

## 【市長コメント】

那覇地方裁判所沖縄支部における、第2次普天間爆音訴訟に関する判決に関しコメントいたします。

まちのど真ん中にある普天間飛行場は、その危険性ゆえ、「危険性除去」と「基地負担軽減」を図ることを原点として、平成8年に日米両政府により全面返還が合意されました。

しかしながら、返還合意から20年が経過した今日においても、普天間飛行場は本市の中心部に存在し続けており、航空機事故の危険性だけでなく、住宅地上空での旋回飛行訓練や、夜間・深夜にまで及ぶ訓練による航空機騒音など、市民生活に大きな影響を及ぼし続けております。

さらにこの間、平成16年には沖縄国際大学への米軍機ヘリ墜落事故が発生し、平成24年からはMV-22オスプレイが強行配備されるなど、市民の負担は既に限界を超えております。

判決内容について、まだ詳細を把握していない段階ですが、本日の判決においても、普天間飛行場周辺の住民が被っている騒音被害の実態が認められるとともに、それが放置され続けていることが改めて指摘されたものと考えております。

政府におかれては、周辺住民の生活環境を改善できるよう、さらなる騒音対策を講ずるとともに、騒音問題の抜本的な解決へ向け、普天間飛行場の一日も早い返還を必ず実現していただくよう改めて強く要望いたします。

本市としましては、普天間飛行場の一日も早い返還と、返還されるまでの間の危険性除去及び、5年以内運用停止をはじめとする基地負担軽減を強く求めてきた所であります。

今後も、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現に向け、市民が実感できる形で、危険性除去や基地負担軽減が着実に進むよう、日米両政府をはじめとする関係機関に対し、引き続き強く求めてまいります。

平成28年11月17日  
宜野湾市長 佐喜眞 淳